

目 次

厚生省市町村職員向けセミナーの参加者募集

地方公務員共済組合による介護保険料特別徴収事務について

市長の選挙

市長の退任

速報の発行

行事予定

厚生省市町村職員向けセミナーの参加者募集

厚生省において、本年4月より、市町村職員向けのセミナーが開催されている。このセミナーは、「直接」「双方向」をキーワードに、毎月、原則として第3木曜日の午後（4時間程度）に、市町村行政に密接に関連するテーマについて、厚生省からの情報提供、参加市町村と厚生省の間での意見交換などを行うものとなっている。4月の第1回は「介護保険」、5月の第2回は「少子化・保育」をテーマに厚生省庁舎にてそれぞれ開催され、特に介護保険については、既に開催された4月分も含め、計4回開催される予定となっている。

参加対象者は市町村の中堅職員で、参加費は無料。現在、第3回（介護保険）以降の参加者を募集中であるとのこと。問い合わせ等は、厚生省大臣官房政策課企画係（03-3503-1711（代））まで。

平成11年度市町村職員向けセミナー（市町村厚生行政交流研修事業）予定表

回	開催日	テ - マ
3	6月17日(木) (5月6日(木))	介護保険 1. 最新情報の提供等 厚生省介護保険制度施行準備室 2. 質疑応答・意見交換
4	7月15日(木) (6月2日(水))	健康づくり対策 1. 健康日本21計画について 厚生省保健医療局 地域保健・健康増進栄養課 2. 質疑応答・意見交換
5	8月19日(木) (7月7日(水))	介護保険 1. 最新情報の提供等 厚生省介護保険制度施行準備室 2. 質疑応答・意見交換
6	9月16日(木) (8月4日(水))	国民健康保険 1. 国民健康保険の課題について 厚生省保険局国民健康保険課 2. 質疑応答・意見交換
7	10月21日(木)	介護保険
8	11月18日(木)	障害者保健福祉

9	12月16日(木)	地域福祉
10	1月20日(木)	廃棄物処理
11	2月17日(木)	母子保健
12	3月16日(木)	情報化

* 10月以降のテーマについては変更もあり得ます。()は申込み締切り日。

地方公務員共済組合による介護保険料特徴収 事務について

1. はじめに

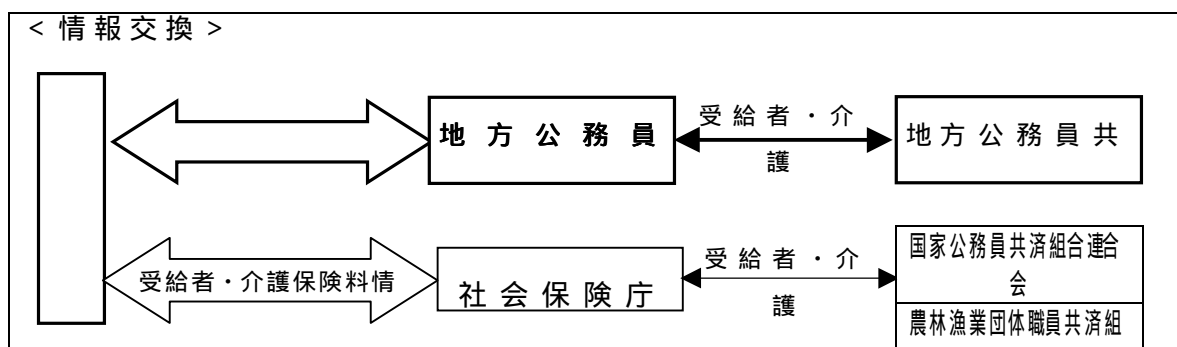
平成12年4月1日からの「介護保険法」の施行により、市町村及び東京都特別区(以下単に「市町村」という。)は、その区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者(以下「第2号被保険者」という。)に対し、介護保険を行うこととされています。

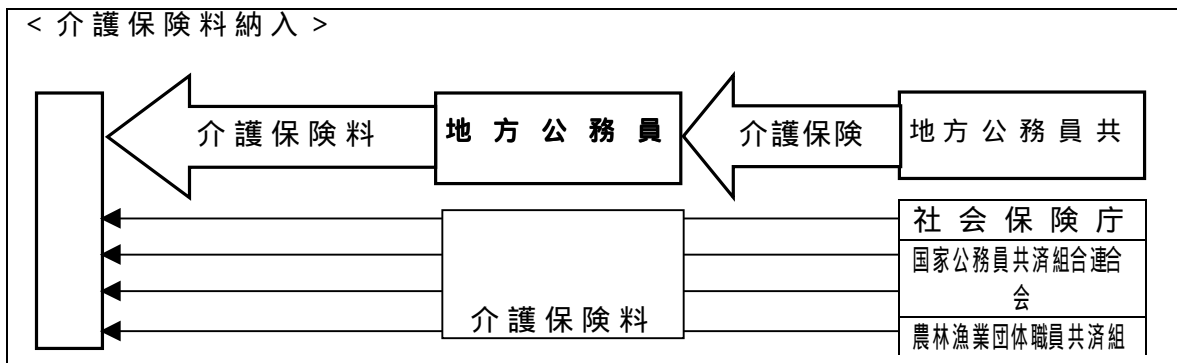
介護保険料の徴収については、被保険者の便宜を図り、また、介護保険者たる市町村の介護保険料徴収事務の負担を軽減し、かつ、保険料徴収をより効率的で確実なものとするため、第1号被保険者で退職老齢年金給付を受給している者については、退職老齢年金給付の支払いをする「年金保険者」がその退職老齢年金給付から、第2号被保険者については、医療保険者が医療保険料と一体的に介護保険料をそれぞれ徴収することとなっています。

本稿では、第1号被保険者の退職老齢年金給付からの介護保険料特別徴収に係る「年金保険者」としての地方公務員共済組合及び地方公務員共済組合連合会の役割並びに特別徴収に係る事務の流れについて説明することとします。

2. 地方公務員共済組合及び地方公務員共済組合連合会の役割

- (1) 「年金保険者」としては、地方公務員共済組合、社会保険庁、国家公務員共済組合連合会、農林漁業団体職員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団があります。
- (2) 「年金保険者」としての地方公務員共済組合は、地方公務員等であった者のうち、老齢基礎年金等を受けていない者で、地方公務員共済組合から退職年金、減額退職年金、通算退職年金（以下「退職年金等」という。）を受給している者の介護保険料を退職年金等から特別徴収し、市町村へ納入します。
- (3) 地方公務員共済組合による退職年金等からの特別徴収は、89組合ある各地方公務員共済組合がそれぞれ行いますが、特別徴収に係る情報交換及び徴収した介護保険料の納入は、下図のように地方公務員共済組合連合会を経由して行うこととなりますので、市町村は、各地方公務員共済組合と直接情報交換等のやり取りをする必要はありません。





3 . 地方公務員共済組合による特別徴収事務の流れ

地方公務員共済組合による介護保険料の特別徴収事務については、次とおり行われます。

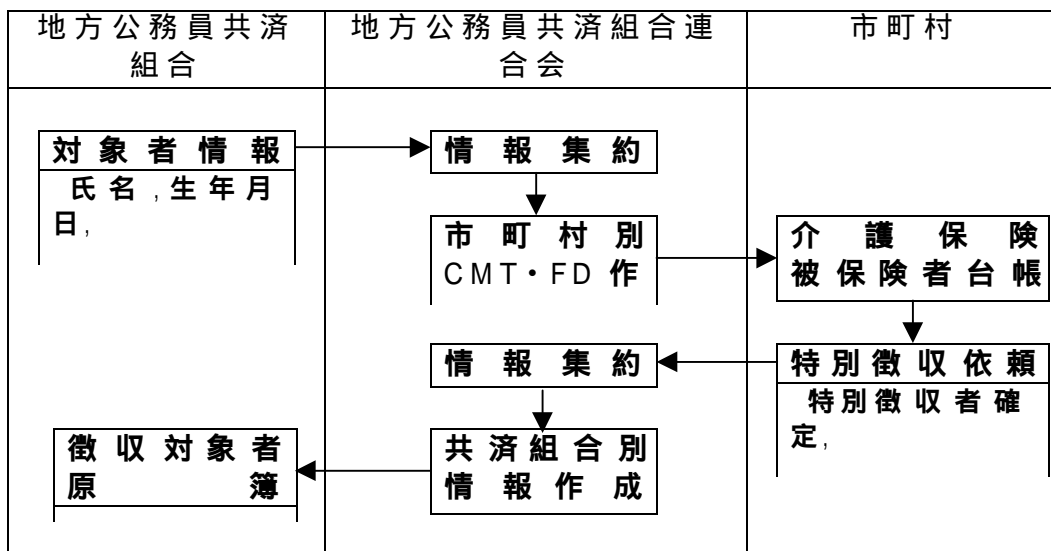
(1) 年次処理

各地方公務員共済組合は、毎年度4月1日（平成11年度は10月1日）現在における65歳以上の者で退職年金等を一定額（月額1.5万円）以上受給している者の情報を5月下旬（平成11年度は11月下旬）までに地方公務員共済組合連合会を經由して市町村に通知。

市町村は、上記 の情報の中から特別徴収依頼する者とその介護保険料額を確定し、7月末（平成11年度は平成12年1月下旬）までに地方公務員共済組合連合会を經由して各地方公務員共済組合に特別徴収の依頼。

各地方公務員共済組合は、上記 の情報に基づき、特別徴収対象者原簿を作成（更新）し、特別徴収を実施。

上記 及び の情報交換については、人口20万人以上の都市等にはシングルカートリッジ型磁気テープ（以下「CMT」という。）を、それ以外の市町村にはフロッピーディスク（3.5インチ）（以下「FD」という。）を使用。



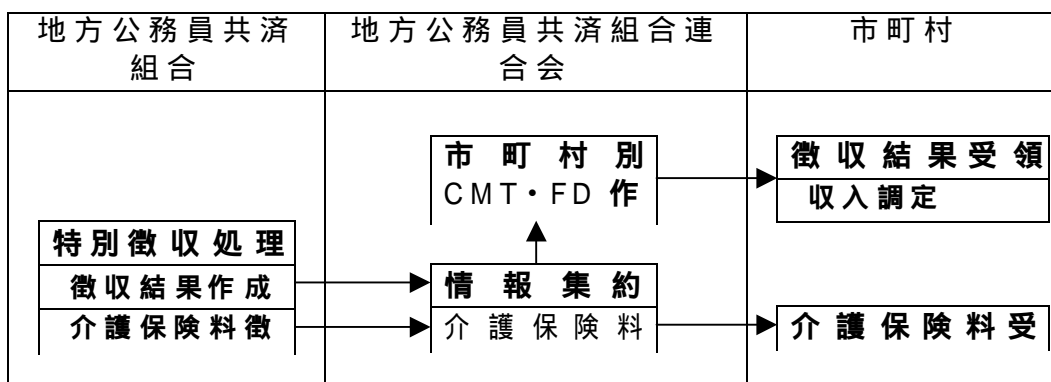
(2) 定期処理

各地方公務員共済組合は、上記(1)の市町村からの特別徴収依頼に基づき、退職年金等の支給月(偶数月)ごとに介護保険料を徴収。

各地方公務員共済組合は、上記の情報を退職年金等支給月(偶数月)の下旬までに地方公務員共済組合連合会を經由して市町村に通知。

各地方公務員共済組合は、上記で徴収した介護保険料を退職年金等支給月の翌月(奇数月)の10日までに地方公務員共済組合連合会を經由して市町村に納入。

〔上記の情報交換については、上記(1)と同様に、人口20万人以上の都市等にはCMTを、それ以外の市町村にはFDを使用。〕

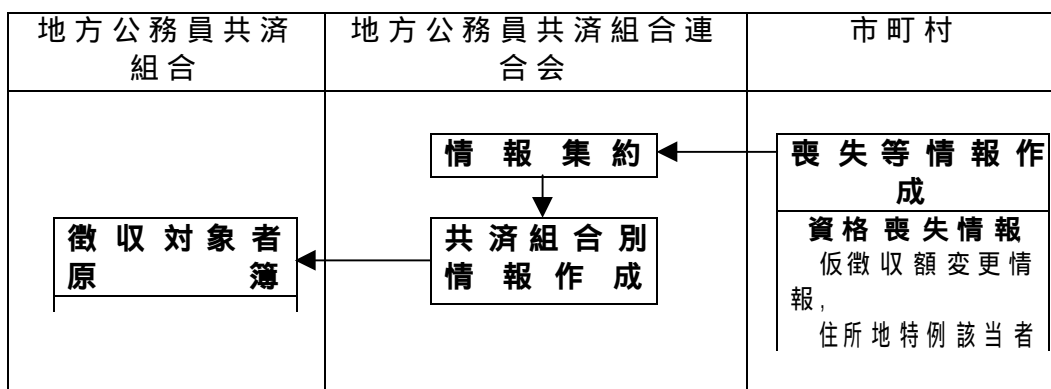


(3) 月次処理

市町村は、毎月、死亡又は転出者に係る資格喪失情報、6月1日から9月30日までの間に支払われる退職年金等から徴収する介護保険料金額の変更に係る仮徴収額変更情報又は介護保険施設に入所するため転出したことにより保険者たる市町村の区域内に住所を有しないこととなった被保険者に係る住所地特例該当者情報について、地方公務員共済組合連合会を經由して各地方公務員共済組合に通知。

各地方公務員共済組合は、上記の情報に基づき、特別徴収対象者原簿を更新し、特別徴収を中止又は徴収金額を変更。

〔 上記の情報交換については、FD又は地方公務員共済組合連合会提供のOCR用紙を使用。 〕



(4) その他

上記(1)～(3)の処理に係る情報交換媒体の仕様については、別途、地方公務員共済組合連合会から市町村の介護保険担当課に送付されている「介護保険料の地方公務員共済年金からの特別徴収における情報交換媒体作成仕様書」を参考にしてください。

< 問合せ先 >

地方公務員共済組合連合会 介護保険関連事務対策班

〒107-0052

東京都港区赤坂8-5-26赤坂DSビル5F

TEL 03-3470-9720

FAX 03-3470-9754

市長の選挙

(選挙日)	(市名)	(市長名)	(当選回数)
4月29日	群馬県太田市	清水聖義	再選

市長の退任

(退任日)	(市名)	(市長名)
5月1日	山形県酒田市	大沼 昭
5月1日	群馬県桐生市	日野 茂
5月1日	愛媛県松山市	田中 誠一
5月13日	大阪府吹田市	岸田 恒夫

速報の発行

4月26日 (第5号) 平成11年度地方財政関係資料の送付について